

給付対象となる法人の種類について

支援金は、大企業（みなし大企業を含む）以外であれば、法人種別に関わらず給付対象となります。

また、中小企業である会社法人の他、NPO法人等も要件を満たす場合は申請ができます。

【中小企業・大企業・みなし大企業の判断基準】

1 中小企業

以下のいずれかに該当する場合は中小企業となり、本支援金の対象となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の 業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項

2 大企業

上記の中小企業者の定義のいずれにも該当しない場合は大企業となるため、本支援金の対象外となり、申請できませんのでご注意ください。

3 みなし大企業

中小企業に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合はみなし大企業とし、本支援金の対象外とするため、申請できませんのでご注意ください。

- 大企業が議決権の2分の1以上を保有している企業
- 大企業の役員又は職員が役員総数の2分の1以上を兼務している企業
- ひとつの大規模法人が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有している企業
- 複数の大規模法人が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有している企業

※中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項